

日本史(15) 平城京の時代③「民衆と土地政策」

○今回のポイント

班田収授による律令税制は機能しなくなり、新たに口分田を増やすため、開墾の奨励が行われ、初期荘園が成立した。

(1) 8世紀の生活

①農業の進歩…鉄製農具の一層の普及

②住居の変化…竪穴住居にかわって平地式の[1. 掘立柱住居]が西日本からしだいに普及。

③家族生活

・男性が女性の家に通う[2. 妻問婚]→夫婦としていずれかの父母のもとで生活→みずからの家を持つ

④家族制度

・[3. 夫婦別姓]。それぞれ自分の財産を持つ。

・律令では・・・中国の家父長的な家族制度にならって[4. 父系]の相続を重んじる。

・民衆生活では・・・生業の分担や子どもの養育などの面で[5. 女性]の発言力が強かった。

(2) 農民たちの窮乏生活

①[6. 賃租]

・口分田以外の公の田(7. 乗田)や寺社・貴族の土地を原則として1年間借り、収穫の五分之一を地子として政府や持ち主に納めた。

②不安定な生活

・農民の重い負担→兵役、[8. 雑徭]などの労役や[9. 運脚]など

・天候不順や虫害 → 飢饉 (※国司・郡司は勸農政策を進める)

※『万葉集』における[10. 山上憶良]の貧窮問答歌は農民たちの窮乏生活の共感から作られた作品。

(3) 奈良時代の土地政策

①[11. 公地公民制]の変化

・土地…人口増加+荒廃田の増加+税の増収 → 口分田の不足

・人民…班田農民の負担過重 + 税負担から逃れようとする → 財源不足

②長屋王政権

・[12. 百万町歩の開墾計画](722)…農民に食料・道具を支給し、10日間開墾に従事させて良田を開こうとしたが成果は上げられなかった。

・[13. 三世一身法](723)

・新たに灌漑施設を設けて未開地を開墾した場合は三世までの所有を認める。

・旧来の灌漑施設を利用して開墾した場合は本人一代の所有を認める。

③橘諸兄政権

・[14. 墾田永年私財法](743)…開墾した田地の私有を永年にわたって保障。

・墾田の面積は身分によって制限。開墾地は租を納めるための[15. 輸租田]。

※意義：政府の掌握する田地を増加させることにより、土地支配の強化をはかる積極的な政策

※影響：貴族・寺院や地方豪族たちの私有地拡大を進めることになった。

④道鏡政権

・[16. 加墾禁止令](765)…寺院を除き墾田の加墾を禁止したが、道鏡退陣後 772年に撤回された。

(4)[17. 初期荘園]の成立 8~9世紀

①[18. 東大寺]などの大寺院は、広大な原野を独占。

②国司や郡司の協力のもとに付近の農民(班田農民)を使用して灌漑施設。大規模な原野の開墾を行う。

(5)律令税制の崩壊

a.農民層の分解 → 貧困層と富裕層に二分化

・貧困層の行動

・[19. 浮浪]…口分田を捨てて戸籍に登録された地を離れて他国へと移る。

・[20. 逃亡]…都の造営工事現場などから逃げ出す。

地方豪族などのもとに身を寄せる！

・富裕層の行動

・経営を拡大するために税負担を逃れる。

→[21. 浮浪人]・[22. 私度僧](勝手に僧侶となる)・貴族の従者

b.律令税制の崩壊(8世紀末)

・[23. 調・庸]の品質の悪化や滞納

・[24. 兵士]の弱体化が進む

国家財政・軍制に大きな影響が出る！

(6)如何にして初期荘園は衰退したか？

教科書 p.53 「初期荘園は、経営拠点の荘所を中心に、①国司・郡司の地方統治に依存して営まれたが、②独自の荘民をもたず、③郡司の弱体化にともない衰退していった。」

